

# 温泉法の概要

制定：昭和23年第2回国会において成立。

同年7月10日公布、8月9日施行（昭和23年法律第125号）

目的：温泉の保護及びその利用の適正化

## 温泉源の保護

温泉源の枯渇を防止するため、温泉の掘削、増掘、動力装置による汲み上げについて、都道府県知事の許可制

## 温泉利用者の健康の保護

### 公共の利用の許可

温泉を公共の浴用・飲用に供しようとする場合に、都道府県知事等の許可

### 温泉の成分、禁忌症等の揭示義務

温泉の利用施設に、温泉の成分、禁忌症、入浴・浴用の注意の揭示を義務付け。罰則で担保。

## 国民保養温泉地の指定

温泉の健全な利用を増進するため、施設整備などを行う温泉地として、環境大臣が、国民保養温泉地を指定。

（遊歩道、自然解説案内板等の施設整備について一部予算補助）